

輪島市監査公表第44号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成28年12月21日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成28年11月29日（火） 市立輪島病院

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成28年度の監査資料（平成28年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成27年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○市立輪島病院の最も大きな課題は当該地域の人口減少問題だと考える。「輪島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（平成 27 年 10 月策定）」等によるあらゆる政策の総動員で人口の急激な減少を阻止することになっている。病院業務は企業経営対応が求められることもあり、市の政策理念とタイアップしながら、厳しい視点で将来の経営戦略を立てることが肝要であると考え。県が策定する「地域医療構想」との適合性を図りながら、能登北部の自治体病院と連携し課題に取り組むと共に、地域の中核病院として良質で安心・安全な医療を持続して提供できるよう今後とも普段の努力を発揮されることを期待したい。

○平成 28 年度市立病院事業の現状は、前々年度に比べ入院患者等が減少しているが、一例として今年度から「地域包括ケア病棟」の運用により診療点数の高単価の導入を行うなど収益確保のため努力されていることは評価したい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

① 患者負担未収金について

未収金については、きめ細かく内容を整理し回収に努めていることは評価する。引きつづき、未収の方の状況を十分調査し、法的対応も念頭に置き、未収金の縮小・新たな未収金発生防止に取り組まれたたい。